

広島広域都市圏オープンデータポータルサイトの構築及び運用・保守業務仕様書

1 業務名

広島広域都市圏オープンデータポータルサイトの構築及び運用・保守業務（以下「本業務」という。）

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

広島市企画総務局行政経営部情報政策課、その他広島市（以下「本市」という。）が指定する場所

4 概要及び目的

本業務は、広島広域都市圏（本市の都心部からおおむね60kmの圏内にある、東は三原市エリアから西は山口県柳井市エリアまでの25市町¹で構成されている圏域を指す）構成市町のオープンデータ²を圏域の住民や事業者等が閲覧・活用できるオープンデータポータルサイト（以下「本サイト」という。）の構築及び運用・保守を行うものである。本サイトの構築により、各市町のデータを一元的に可視化することで、行政の透明性・信頼性の向上に寄与するとともに、オープンデータを活用して地域の課題解決に取り組む住民や事業者等の利便性を向上させることを目的とする。

5 スケジュール

本業務のスケジュールについては、概ね以下を想定しているが、詳細は本市との協議により決定する。

(1) 本サイトの構築

契約締結日から令和3年11月30日まで

広島広域都市圏構成市町の職員（以下「市町職員」という。）を対象とした試行運用の実施期間を含む。

¹ 構成市町は <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kouiki/>を参照すること。

² 国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。

①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの ②機械判読に適したもの ③無償で利用できるもの（参照：オープンデータ基本指針（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定））

なお、本業務においては原則として各市町の責任により作成・更新・掲載されるオープンデータを掲載の対象とし、それ以外の国所管のシステム等に掲載されているデータは対象外とする。

(2) 本サイトの運用・保守

令和3年12月1日から令和8年3月31日まで

6 本業務の範囲

本業務の範囲は下記のとおりとする。

- (1) 本サイトに必要となるシステムの構築・導入
- (2) 本サイトのデザイン制作
- (3) 要求機能の実装
- (4) 構築・運用・保守に係る各種テスト
- (5) 本サイトの操作・運用マニュアルの整備
- (6) 構築時におけるオープンデータ登録・整備
- (7) 本サイトの保守・運用
- (8) 市町職員を対象としたオープンデータ活用研修（eラーニング等を含む）
- (9) 市町職員を対象とした本サイトの操作研修（eラーニング等を含む）
- (10) 広島広域都市圏構成市町が保有するデータのオープンデータ化支援

7 本サイトの要件

- (1) 本サイトの主な利用者は広島広域都市圏市町の住民、事業者等を想定しているが、広島広域都市圏市町以外の住民、事業者等も対象とすること。
- (2) 原則として、24時間365日利用できる可用性・信頼性があること。可用性・信頼性の要件については、10に記載のSLA要件を参照すること。
- (3) 利用者が必要とする情報に簡単にたどり着けるUI/UXであること。
- (4) 市町職員が容易にオープンデータを登録できること。
- (5) 登録したデータを地図やグラフを用いて、大幅な処理遅延を生じず視覚的に表示できる機能があること。
- (6) 将来的に他のシステムとAPI等を用いて連携可能であること等、拡張性と柔軟性を確保すること。
- (7) コンテンツの改ざん等のセキュリティリスクに対応できる完全性があること。
- (8) 本サイトは事業者が保有するサーバーまたは日本国内のデータセンターに構築したクラウドサーバーを利用すること。クラウドの利用にあたってはセキュリティ要件の確保に留意することとし、サーバを所有する事業者、データセンターの運営事業者、サーバの運用保守を行う事業者等の外注にあたってはIS027001を取得しているものを選定すること。クラウドの情報管理の保全体制や取得しているセキュリティ認証について具体的に提案書に記載すること。
- (9) 別紙1「広島広域都市圏オープンデータポータルサイト機能要件表」に記載の内容を実現すること。ただし、対応できない内容がある場合は、代替案を提示すること。

- (10) 掲載するデータの分量及び種類については、本市 HP におけるオープンデータのページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/opendata/>) 及び左記からリンクされているオープンデータカタログ (<https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/OpenData/>) に掲載されているものを1市町あたりの概ねの標準（ただし、市町ごとにデータ量の多寡はあり得るものとする）として設計すること。
- (11) URLは市が管理するDNSを利用し、「hiroshima.lg.jp」のドメインを使用することを想定するが、それ以外の利用について提案する場合は別途本市と協議の上決定すること。

8 業務の実施要件

(1) 構築

ア 実施計画の策定

契約締結後1週間以内に、本業務に係る業務実施計画書（紙面1部及び電子データ）を提出すること。業務実施計画書を変更する必要がある場合は本市の承認を得た上で、変更後の実施計画書を提出すること。

業務実施計画書には、以下の内容その他必要事項を記載し、本市の承認を得ること。

- ・ 業務スケジュール、作業項目（WBS）と役割分担
- ・ 業務実施体制図（作業者氏名及び連絡先）
- ・ 業務運営方法

イ 会議の開催・記録

受託者は、本市と調整の上、原則として以下のとおり会議を開催すること。なお、リモートでの会議でも可とする。また、対面で実施する場合の開催場所は本市が準備する。

(ア) キックオフ会議の開催

アの業務実施計画書をもとに、契約後10日以内に、キックオフ会議を開催すること。

(イ) 進捗報告会議の開催

構築期間中は、定例の進捗報告会議を月1回以上開催し、本業務全体の進行手順の確認、進捗状況の確認、進行上の課題への対応策の協議を行うこと。なお、進捗報告会議は本市又は受託者の求めに応じて追加開催することができるものとする。

(ウ) 会議資料及び議事録の作成

会議に用いる資料の作成は、受託者がすべて実施すること。議事録は、受託者が原則として会議開催後5営業日以内に作成し、本市の承認を得ること。いずれも、紙面1部及び電子データを本市へ提出するものとする。

ウ 広島広域都市圏構成市町が参画しているオープンデータサイトとの連携

本サイト構築にあたり、広島広域都市圏構成市町が既にオープンデータを公開している他のサイトのうち、API機能を有するサイトについては、当該サイトとオープンデ

ータをAPI連携し、当該サイトが保有するデータを本サイトにミラーリングさせること。API機能を有しないサイトについては、当該サイトを所管する市町において本サイトへのデータ移行を進めていく予定であるため、それらの市町職員への情報提供等、必要なサポートを行うこと。本業務受託者は必要に応じて、連携先の各サイトの保守・運用業務受託者と連携し、本サイトを構築すること。なお、連携等に係る費用は本業務受託者の負担とする。

エ テストの実施

構築したサイトが要求通りの機能を満たしているかテストを実施すること。

(7) テストの実施に当たっては、事前に各種テスト実施に係る計画書を提出し、本市の承認を得ること。

(4) 実施結果について報告書を作成し、本市に報告すること。

オ 操作・運用マニュアル

受託者は、本サイトの管理機能を利用する市町職員向けに、操作・運用マニュアルを作成すること。マニュアルは専門的な知識を有さない職員であっても理解可能なものであること。

(2) 運用・保守

ア 運用・保守体制

本サイトの運用開始後、次の運用及び保守を24時間365日実施すること。また、各年度の運用開始前に、運用・保守体制などを記した運用・保守計画書を提出し、本市の承認を得ること。

イ 会議の開催・記録

受託者は、運用・保守期間中、本市と調整の上、原則として以下のとおり会議を開催すること。なお、リモートでの会議でも可とする。また、対面で実施する場合の開催場所は本市が準備する。

(7) 運用状況報告会議の開催

運用・保守期間中は、定例の進捗報告会議を3か月に1回以上開催し、運用・保守業務全体の状況・課題の確認、課題への対応策の協議、研修業務に係る調整等を行うこと。なお、進捗報告会議は本市又は受託者の求めに応じて追加開催することができるものとする。

(4) 会議資料及び議事録の作成

会議に用いる資料の作成は、受託者がすべて実施すること。議事録は、受託者が原則として会議開催後5営業日以内に作成し、本市の承認を得ること。いずれも、紙面1部及び電子データを本市へ提出するものとする。

ウ 市町職員からの問合せ対応

本サイトの運用・保守にかかるヘルプデスクサービスを以下のとおり提供すること。ヘルプデスクの利用者は市町職員を想定している。

- (ア) 電話（平日 9：00～17：00 受付を標準とするが若干の前後は可とする）又は電子メール（24 時間受付）等によるサポートを行うこと（電子メールのみの対応でも可能であるが、迅速な対応が可能である旨を提案書に具体的に説明すること）。
- (イ) 問合せや依頼事項について、受付から対応結果まで記録し、「対応履歴管理表」として管理すること。
- (ウ) 電話受付時間外の緊急連絡体制を示すこと。

エ 本サイトの安定稼働

(ア) 稼働監視業務

稼働に必要となるシステムリソースの全てについて常に監視を行い、障害発生や機能低下などをいち早く感知し、迅速に対応すること。

(イ) 障害復旧業務

障害が発生した場合、直ちに復旧見込みを本市に報告すること。その後、迅速に復旧作業を行い、障害原因、影響範囲、対応方針を本市に報告すること。

(ウ) バックアップの取得

バックアップを取得し、障害発生時に確実かつ速やかにデータの復旧を行えるよう準備すること。また、バックアップ取得時に、本サイトの機能に影響が出ないようにすること。バックアップの取得方法及び頻度は提案書において具体的に提案するとともに、契約時に本市の承認を得ること。

オ 運用・保守報告

(ア) 月次で運用・保守報告書を提出すること。報告書には以下の内容を含めること。

- ・ 本サイト利用状況
- ・ 前記エ(ア)に示した稼働監視業務の監視結果
- ・ 本サイトの運用課題や対応策の提案等

(イ) 運用上発生した課題については課題管理表にまとめ進捗管理を行うこと。課題管理表は、受託者が対応・回答すべきもの、本市が対応・回答すべきものを明示し、それぞれ対応・回答期限を明記すること。課題管理表の様式及び運用方法については事前に本市の承認を得ること。

カ データ移行

次期サイトへの切り替え時に、本サイトに蓄積したデータを移行できるよう汎用的な形式でのデータ抽出作業を行い、データを本市に提出すること。なお、データ抽出に係る費用は本業務受託者の負担とする。

キ その他

本サイトの計画停止は原則 1 か月以上前に本市に報告すること。

(3) 研修・オープンデータ化支援

以下ア及びイの研修を実施すること。研修内容については提案書において具体的に記載すること。研修内容・教材及び具体的な実施時期については契約後、本市と協議の上決定

する。研修実施結果については研修実施結果報告書に取りまとめ、研修実施後速やかに提出すること。

ア 市町職員を対象としたオープンデータ活用研修・本サイトの操作研修

令和3年度から令和7年度まで、市町職員を対象としたオープンデータ活用研修と本サイトの操作研修を毎年度1回実施すること。活用研修の内容は、オープンデータ業務の初任者でも理解できるもので、オープンデータの有用性が伝わる内容となっていること。実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策に配慮することとし、具体的な方法を提案すること。また、研修を受講できなかった者や、受講者の復習のためにeラーニング教材を作成し、オンラインで受講できるようにすること。

イ 広島広域都市圏構成市町が保有するデータのオープンデータ化支援

令和3年度から令和7年度まで、広島広域都市圏構成市町が保有するデータのオープンデータ化支援を毎年度複数回実施すること。支援の内容は、市町職員が独力でオープンデータ作成に取り組めるような内容であることとし、支援後に本サイト上でオープンデータを公開可能になるよう調整を行うこと。

9 セキュリティ

(1) 不正アクセス防止対策

SSL等による暗号化技術を利用するなど、不正アクセスを防止するための対策を実施すること。

(2) 脆弱性対策

J-LISが作成した「Web脆弱性診断ツール」を用いて、既知の脆弱性が無い状態を維持すること。なお、Web脆弱性診断ツールについては本市が提供する。

セキュリティホール等の脆弱性が発見された場合は、本市と協議の上、最新のセキュリティパッチを適用すること。

10 サービスレベルアグリーメント（SLA）

(1) 新システムの利用開始までに本市と協議の上、SLAを締結し、サービス品質の維持に努めること。

(2) 締結したSLAの遵守状況に関して月次の保守・運用報告書に含めて報告すること。

(3) SLAの達成状況について、本市及び受託者が協同して随時分析評価を行うとともに、目標値の見直し、今後の運用の改善策等について検討すること。

(4) SLAに関する項目は別紙2「サービスレベルアグリーメント」のとおり。

11 成果物及び納品形態等

本業務の各年度完了時に、次に掲げるものを電子媒体にて2部提出し、本市の確認を受けること。

- ・ 委託業務実施報告書（月次報告書、研修結果報告書の総括を含む）
- ・ 8(1) オにおいて作成した操作・運用マニュアル
- ・ 8(3) において作成した研修教材・eラーニング教材

1.2 その他留意事項

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得た時はこの限りではない。

(2) 受託者は本市の情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守して業務を実施すること。

(3) 本業務に係るネットワーク及び各種サーバの設定情報等は、その取扱に十分注意するとともに、本業務で知り得た情報を第三者に漏らさないこと。

(4) 契約を履行する上で知り得た個人情報に関しては、次の事項を遵守するとともに、広島市委託契約約款に添付している「個人情報取扱特記事項」に従い適正に取り扱うこと。

(ア) 受託者は、本業務に関し知り得た情報について、その秘密を厳守し第三者への漏えいを防止するとともに、必要かつ十分な管理的措置を施すこと。

(イ) 本業務の従事者は、契約の履行に際して知り得た本市の情報を、契約の履行期間はもちろん、契約の終了後及び解除後においても第三者に漏らしてはならない。

(ウ) 受託者及び本業務の従事者は、本市の情報の秘密保護に関する誓約書を本市に提出すること。

(エ) 受託者は、「個人情報取扱特記事項」の内容を従事者に周知徹底させなければならない。

(オ) 受託者は、本市の情報を保護管理するための責任者を置き、本市の情報の管理及び情報漏えいの予防策の立案・実施並びに従事者への教育訓練等を行わなければならない。

(5) 知的財産権等

本業務の成果物に関する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は全て本市に帰属する。

(6) 本サイトを構成する Web アプリケーション・プログラム・デザイン等の著作物について、本調達で新たに開発されたもの（パッケージのカスタマイズ部分を含む）の著作権は本市に帰属するものとする。ただし、本サイトに結合され又は組み込まれたもので、受託者が従前から有していたプログラム、及び受託者が本業務の実施中に作成したプログラムの著作権並びに第三者ソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。

(7) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。